



明日の「働く」を、デザインする。
We Design Tomorrow. We Design WORK-Style.

第67回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成29年3月29日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）

場 所

大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策
（買収防衛策）の更新の件

株式会社イトーキ

証券コード 7972

目 次

(ページ)

第67回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
インターネットによる議決権行使について	3
添付書類	
事業報告	4
1. 企業集団の現況に関する事項	4
2. 会社の状況に関する事項	12
3. 会社の体制および方針	17
連結計算書類	28
連結貸借対照表	28
連結損益計算書	29
連結株主資本等変動計算書	30
連結計算書類に係る会計監査報告	31
計算書類	32
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
計算書類に係る会計監査報告	35
監査役会の監査報告	36
株主総会参考書類	
議案および参考事項	37
第1号議案 剰余金の処分の件	37
第2号議案 定款一部変更の件	37
第3号議案 取締役6名選任の件	38
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	41
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛策)の更新の件	42

証券コード 7972
平成29年3月7日

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 平 井 嘉 朗

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2. 場 所 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第67期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
 2. 第67期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

37頁から61頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合

1 ご出席

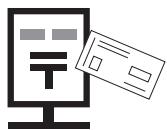


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会 平成29年3月29日（水曜日）午前10時
開催日時 （開場時間 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

2 郵送



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）

行使期限 平成29年3月28日（火曜日）午後5時45分到着分まで

3 インターネット

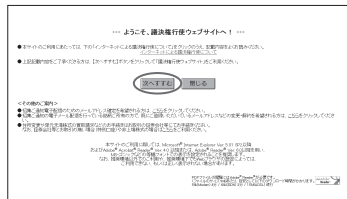


社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年3月28日（火曜日）午後5時45分行使分まで

●インターネットによる議決権行使について●

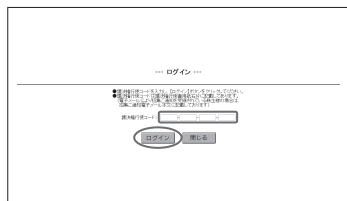
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。



②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



以降は画面の案内に従って
ご入力ください。



行使期限

平成29年 3月28日（火曜日）
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<http://www.it-soukai.com/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）
（ご利用時間 午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く））

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、経済財政政策など各種施策を背景に、企業収益の改善や雇用水準の改善など、個人消費も底堅く推移したことで景気は緩やかな回復基調が続きました。

しかしながら英国のEU離脱や、中国をはじめとした新興国の経済成長の減速懸念、米国の大統領選や為替変動によるリスクなど、世界的な景気の先行き不透明感を拭えない状況にありました。

このような経営環境のもと、当社グループは、独創的な新製品開発とソリューション型営業を活かしたトータル受注による効率の高い営業活動により、大都市圏のオフィス市場および自治体施設や地域金融施設での販売拡大に努めました。しかしながら、海外景気の先行き不透明感から、大型の設備投資意欲の減退の動きがみられました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,016億84百万円（前連結会計年度比4.5%減）、営業利益は28億円（前連結会計年度比35.0%減）、経常利益は30億87百万円（前連結会計年度比32.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億7百万円（前連結会計年度比57.9%減）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏を中心とした大型新築ビルへの移転需要をはじめ、その後の二次移転・三次移転のオフィス需要増の取り込みに向け、当社の特長であるソリューション提案にてトータル受注に努め、多様化するお客様ニーズに対応する専門性と総合力で営業活動に注力いたしました。

さらに自治体庁舎や官公庁の各施設、ならびに地域金融市場などの営業活動へ積極的に取り組んだ結果オフィス関連事業は堅調に推移しました。

業績につきましては、売上高551億75百万円（前連結会計年度比0.3%増）、営業利益30億41百万円（前連結会計年度比4.3%減）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、オフィス関連事業に次ぐコア事業へと成長をはかるため、新製品の開発と市場投入を行いました。また、オフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に重点を置き営業活動に努めました。

このような中、減益リスクの増加傾向を示す世界経済の先行き不透明感の影響を受け、研究設備機器や店舗商業施設などで大型設備投資意欲が減退したことで前年を下回る結果となりました。

業績につきましては、売上高434億27百万円（前連結会計年度比10.5%減）、営業損失58百万円（前連結会計年度は12億22百万円の営業利益）となりました。

[その他]

その他の事業では、ソフトウェア開発事業は順調に推移し増収となったものの、家庭用家具分野において学習家具への個人消費が低迷し減益となりました。

業績につきましては、売上高30億82百万円（前連結会計年度比3.7%増）、営業損失1億82百万円（前連結会計年度は93百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済環境は、政府の経済政策などの効果による企業収益の改善など、国内景気は緩やかな回復基調が継続すると見込まれます。しかしながら、米国の新政権誕生の影響をはじめ、中国および新興国の経済成長の鈍化など、先行きの不透明な状況でもあります。

当社グループとしましては、このような状況の中、オープンイノベーションを加速させる「SYNQA」を最大限に活用し、今までにない新しい価値を顧客に提供し、需要の獲得と創造を狙います。

引き続き「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」の実現を目指して、「お客様活き活き」を創出する、「社員活き活き」を向上する、「地球生き生き」に貢献する、「時代の先端」を切り開くを重点方針とした経営戦略を強力に推し進めます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	平成25年度 (第64期)	平成26年度 (第65期)	平成27年度 (第66期)	平成28年度 (第67期) (当期)
売上高(百万円)	103,461	102,993	106,516	101,684
経常利益(百万円)	4,425	2,818	4,599	3,087
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,910	2,160	4,530	1,907
1株当たり当期純利益(円)	78.21	42.86	91.61	40.15
総資産(百万円)	95,261	96,721	98,175	95,681
純資産(百万円)	43,026	43,189	47,311	45,402
1株当たり純資産額(円)	814.79	825.78	953.51	986.85

(注) 平成28年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 200	% 100.0	商業設備機器の販売
株式会社イトーキエンジニアリングサービス	50	100.0	工事の施工・監理、保守・サービス
株式会社シマソービ(注)1	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜(蘇州)家具有限公司	1,000	100.0	事務・店舗用什器等の製造・販売
株式会社イトーキ北海道(注)2	40	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社(注)3	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社	100	100.0	各種システムの開発
富士リビング工業株式会社	60	98.4	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社エフエム・スタッフ(注)4	90	98.2	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
株式会社ダルトン	1,387	85.6	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	84.4	鉄扉・貸金庫等の製造

- (注) 1. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
2. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。
3. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.01%を含んでおります。
4. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 企業結合の経過および成果

当社は、平成28年10月12日に株式会社ダルトンの議決権比率33.14%を追加取得したことにより同社の議決権比率は85.6%となりました。また株式会社ダルトンは平成29年1月19日に株式併合を実施したことにより、当社の完全子会社となりました。連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社14社および株式会社ダルトンの子会社5社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
ワールドナー社	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス管轄、組立・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど
設備機器関連事業	建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など
その他	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、ソフトウェア開発など

(8) 主要な営業所および工場（平成28年12月31日現在）

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
- (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
- (c) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (盛岡・東北・福島の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～5・多摩の各支店) 法人営業統括部 (第1～3法人営業部、第4法人営業課、情報通信営業部(第1～2支店)) 市場別営業統括部 (第1～4支店) 金融営業統括部 (第1～5支店) 設備機器事業本部 設備機器営業部 (物流システム東京支店・セキュリティ設備販売室・原子力施設販売室) パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (東日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 (東日本建材第1～2支店)
関 東 信 越 地 方 (東京都を除く)	営業本部 東日本支社 (長野・新潟・宇都宮・群馬・茨城・千葉・埼玉の各支店) 神奈川支社 (横浜・横浜法人・平塚の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 (名古屋第1～2・名古屋中央・中部市場別・静岡・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (近畿・大阪・第1～3・京都の各支店) 設備機器事業本部 設備機器営業部 (物流システム西日本支店) パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (西日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 西日本建材支店
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島島の各支店)

(d) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	建材事業本部 関東工場	千葉製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	寝屋川製造部（大阪府寝屋川市） 滋賀第1製造部、滋賀第2製造部（滋賀県近江八幡市）
	設備機器事業本部	スチール棚製造部（京都府八幡市） 電子商品製造部（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は平成29年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区）
	株式会社イトーキエンジニアリングサービス（東京都中央区）
	株式会社 シマソービ（横浜市中区）
	株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区）
	伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市）
	イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市）
	三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）
	株式会社イトーキシェアードバリュー（東京都中央区）
	新日本システック株式会社（東京都中央区）
	富士リビング工業株式会社（石川県白山市）
	株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区）
	株式会社ダルトン（東京都中央区）
	株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市）
海 外	伊藤喜（蘇州）家具有限公司（中国江蘇省太倉市）

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,349名	16名増

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,951名	0名	41歳5ヵ月	15年0ヵ月

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,046
株式会社三井住友銀行	1,575
株式会社商工組合中央金庫	1,565
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,326
三井住友信託銀行株式会社	600
株式会社横浜銀行	584

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 6,595,271株）
- ③ 株主数 5,124名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,242	4.92
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,225	4.88
株 式 会 社 ア シ ス ト	1,586	3.48
伊 藤 七 郎	1,557	3.42
イ ト キ 協 力 会 社 持 株 会	1,241	2.72
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.34
伊 藤 清 子	934	2.05
伊 藤 文 子	927	2.03
THE BANK OF NEW YORK MELLON 14044	913	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	907	1.99

(注) 当社は自己株式を6,595,271株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長
代表取締役社長	平 井 嘉 朗	
取締役	伊原木 秀 松	技監
取締役 常務執行役員	牧 野 健 司	企画本部長 兼 工事・物流統括部長
取締役	永 田 宏	
取締役	長 島 俊 夫	杉田エース株式会社社外取締役
常勤監査役	福 原 敦 志	
監査役	松 井 正	
監査役	飯 沼 良 祐	
監査役	齋 藤 晴 太 郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、長島俊夫の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役福原敦志氏は、長年にわたり当社において企画開発・人事部門の管理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、永田 宏、長島俊夫、飯沼良祐、齋藤晴太郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退 任 理 由
細 田 久 雄	常勤監査役	平成28年3月23日	任期満了による退任

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で承認された役位別等月額報酬表に基づいて代表取締役が職務内容および当社の状況等を勘案のうえ、各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ監査役の協議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は平成13年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、この固定報酬枠とは別に、平成25年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠について決議をいただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	185百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	31百万円 (7百万円)
合 計	11名	217百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与53百万円（取締役6名に対し51百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役長島俊夫氏は、杉田エース株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と杉田エース株式会社との間に特別な関係はありません。また、監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーションの社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述2社との間に特別な関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

主な活動内容

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
取 締 役	長 島 俊 夫	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監 査 役	飯 沼 良 祐	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門経験、経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積の相当性などを確認し、必要な検証を行った上で、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日、平成20年12月18日、平成23年3月25日ならびに平成27年4月28日に改定を行っており、下記は最新（平成27年4月28日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。
また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。
- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。

- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。
- ⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**
- 「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。
- ⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役のリクエストがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。
- ⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑭ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。

⑮ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において年3回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築および見直しならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員および従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において年3回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価および対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において年2回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗および予算の進捗の報告を行っております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、執行役員会議その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価

値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会及び平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、最新の変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様へ、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、

発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズを、よりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

② 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記①のとおり当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計6回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。

当社は、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社が創業130周年を迎える平成32年（2020年）を大きな節目として展望したうえで、平成28年（2016年）から平成30年（2018年）までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「お客様活き活きを創出する」、「社員活き活きを向上する」、「地球生き生きに貢献する」、「時代の先端を切り開く」を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランへの更新の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てま

す。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様には、当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様ご意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様ご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プラン

は、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様に公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,410	流動負債	35,390
現金及び預金	19,839	支払手形及び買掛金	10,932
受取手形及び売掛金	23,241	電子記録債務	5,365
電子記録債権	521	1年内償還予定の社債	129
商品及び製品	3,852	短期借入金	9,458
仕掛品	1,658	1年以内返済予定の長期借入金	1,785
原材料及び貯蔵品	1,545	未払法人税等	964
繰延税金資産	867	未払消費税等	403
その他	1,200	設備関係支払手形	100
貸倒引当金	△314	賞与引当金	1,210
固定資産	43,271	役員賞与引当金	69
有形固定資産	25,322	受注損失引当金	22
建物及び構築物	11,402	製品保証引当金	18
機械装置及び運搬具	2,076	債務保証損失引当金	120
土地	10,116	その他	4,810
建設仮勘定	97	固定負債	14,888
その他	1,628	社 債	333
無形固定資産	1,142	長期借入金	4,337
のれん	208	繰延税金負債	373
その他	933	退職給付に係る負債	5,491
投資その他の資産	16,806	役員退職慰労引当金	108
投資有価証券	9,190	製品自主回収関連損失引当金	91
繰延税金資産	371	その他	4,152
退職給付に係る資産	1,239	負債合計	50,278
その他の	6,741	(純資産の部)	
貸倒引当金	△737	株 主 資 本	44,222
		資 本 金	5,277
		資 本 剰 余 金	13,140
		利 益 剰 余 金	30,504
		自 己 株 式	△4,700
		その他の包括利益累計額	727
		その他有価証券評価差額金	1,372
		為替換算調整勘定	20
		退職給付に係る調整累計額	△666
		非支配株主持分	453
		純 資 産 合 計	45,402
資産合計	95,681	負債純資産合計	95,681

連結損益計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	101,684
売上	65,021
販売費	36,663
営業外	33,862
営業	2,800
受取	8
受取	135
受保	199
受そ	103
営業	52
営業	272
支	186
賃	50
賃	35
為	5
そ	205
経	483
特	3,087
固	2
投	81
商	13
品	0
別	58
固	205
子	2
所	2,918
法	1,284
法	△216
当	1,067
非	1,850
親	△56
会	1,907
社	
株	
主	
に	
帰	
属	
す	
る	
当	
期	
純	
利	
益	

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,277	13,222	29,223	△3,000	44,723
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△622		△622
親会社株主に帰属する当期純利益			1,907		1,907
自 己 株 式 の 取 得				△1,700	△1,700
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△82			△82
連結子会社の減少に伴う減少			△3		△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△82	1,281	△1,700	△501
当 期 末 残 高	5,277	13,140	30,504	△4,700	44,222

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,516	137	△700	953	1,634	47,311
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△622
親会社株主に帰属する当期純利益						1,907
自 己 株 式 の 取 得						△1,700
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△82
連結子会社の減少に伴う減少						△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△143	△116	34	△226	△1,181	△1,407
連結会計年度中の変動額合計	△143	△116	34	△226	△1,181	△1,908
当 期 末 残 高	1,372	20	△666	727	453	45,402

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月24日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 秀 樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 徹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 大 夏	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,730	流 動 負 債	26,650
現金及び預金	11,088	支払手形	1,667
受取手形	5,506	電子記録債	5,335
電子記録債	129	買掛金	5,783
商品及び製品	13,052	短期借入金	8,020
仕掛金	2,552	1年以内に返済する長期借入金	381
原材料及び貯蔵品	1,163	一 借 債	283
繰延税金資産	937	未払金	270
短期貸付	619	未払法人税等	2,476
倒産債権	331	未払消費税等	601
固定資産	595	賞与引当金	889
有形固定資産	△746	賞与引当金	53
建物	39,581	役員損失引当金	21
構築物	17,830	受取保証損失引当金	120
機械及び装置	8,789	その他	521
車両及び運搬具	141	固 定 負 債	8,059
工具	1,365	長期借入金	1,009
土地区画整理費	7	繰上り借入金	452
建物	421	繰延税金負債	3
無形固定資産	6,542	退職給付引当金	3,418
ソフトウェア	464	製品回収連損失引当金	91
ソート加工資産	97	長期預り保証金	2,970
リース資産	101	資産除去債	114
その他資産	82	負 債 合 計	34,710
投資その他の資産	57	(純資産の部)	
投資有価証券	21,277	株 主 資 本	39,224
関係会社有価証券	5,881	資 本 金	5,277
その他の関係会社有価証券	8,566	資 本 剰 余 金	13,220
長期貸付	411	資 本 準 備 金	10,816
保険積立	617	資 本 他 剰 余 金	2,404
前払年金費用	2,897	利 益 剰 余 金	25,426
その他の引当	1,346	利 益 準 備 金	881
	1,755	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,545
	988	配 当 準 備 金	250
	△1,188	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,265
		別 途 積 立 金	12,230
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,800
		自 己 株 式	△4,700
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,376
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,376
資 産 合 計	75,312	純 資 産 合 計	40,601
		負 債 純 資 産 合 計	75,312

損 益 計 算 書

（平成28年1月1日から）
（平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	78,077
売上原価	51,739
売上総利益	26,337
販売費及び一般管理費	24,844
営業外収益	1,493
受取利息	18
受取配当金	487
受取賃貸料	239
受取保険金	23
保険配当金	102
関係会社貸倒引当金戻入	19
その他	263
営業外費用	1,154
支払利息	76
賃貸建物等減価償却費用	68
賃貸建物等管理費	41
その他	131
経常利益	317
特別利益	2,330
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	71
特別損失	72
固定資産除却損	54
子会社清算	205
その他	1
税引前当期純利益	261
法人税、住民税及び事業税	2,141
法人税等調整額	683
当期純利益	△251
	432
	1,708

株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から）
（平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	5,277	10,816	2,404	13,220	881	250	1,235	12,230	9,744	24,340
当 期 変 動 額										
剰余金の配当									△622	△622
当 期 純 利 益									1,708	1,708
固定資産圧縮積立金の積立							29		△29	—
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	29	—	1,056	1,086
当 期 末 残 高	5,277	10,816	2,404	13,220	881	250	1,265	12,230	10,800	25,426

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△3,000	39,838	1,513	1,513	41,352
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△622			△622
当 期 純 利 益		1,708			1,708
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△1,700	△1,700			△1,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△136	△136	△136
当期変動額合計	△1,700	△613	△136	△136	△750
当 期 末 残 高	△4,700	39,224	1,376	1,376	40,601

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月24日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 秀 樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 徹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 大 夏	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月24日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役 福原 敦 志 ㊟

監査役 松井 正 ㊟

社外監査役 飯沼 良 祐 ㊟

社外監査役 齋藤 晴太郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様に継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円 総額592,132,801円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の業務範囲の拡大および新規事業への展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加および変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5.（条文省略） （新設） 6. ～11.（条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5.（現行どおり） <u>6. 人材開発のための教育・研修およびコンサルティング業務ならびに人材紹介業</u> 7. ～12.（現行どおり）

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役山田匡通、平井嘉朗、伊原木秀松、牧野健司、永田 宏、長島俊夫の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	山田 匡通 (昭和15年5月5日)	昭和39年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年6月 同行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）常務取締役 平成12年6月 同行専務取締役 平成14年9月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）代表取締役会長 平成16年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役会長（現） （重要な兼職の状況） 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長	655,869株
		【取締役候補者とした理由】 山田匡通氏は、取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。	
2	平井 嘉朗 (昭和36年1月26日)	昭和59年4月 旧株式会社イトーキ入社 昭和59年6月 同社関西支社 平成7年12月 同社イトーキ労働組合専従 平成10年9月 同社イトーキ労働組合委員長 平成11年12月 同社メンテナンス会社設立準備室 平成12年12月 同社環境本部 平成14年12月 同社関西法人 販売課長 平成21年7月 当社人事部長 平成24年5月 当社営業戦略統括部長 平成25年1月 当社執行役員営業戦略統括部長 平成27年1月 当社執行役員 平成27年3月 当社代表取締役社長（現）	7,065株
		【取締役候補者とした理由】 平井嘉朗氏は、平成27年に代表取締役社長に就任し、会社経営に関する豊富な業務経験と経営、管理、営業面での高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。	

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	伊原木 秀松 (昭和24年4月18日)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 昭和60年2月 同社欧州事務所出向 平成7年1月 米国ニュー・ユナイテッド・モーター・マニュファクチャリング(トヨタ自動車株式会社と米国ゼネラル・モーターズの合弁会社)出向 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社生産調査部主査 平成18年1月 インドネシアトヨタ自動車社長 平成21年11月 当社顧問 平成22年1月 当社常務執行役員生産本部長 平成23年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員生産本部長 平成28年1月 当社取締役技監(現)	26,559株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊原木秀松氏は、生産部門および海外での業務執行に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。</p>			
4	牧野 健司 (昭和32年1月8日)	昭和55年4月 旧株式会社イトーキ入社 平成4年10月 同社岡山支店長 平成12年12月 同社法人販売部販売5部長 平成16年3月 同社関係会社管理部長 平成17年1月 株式会社イトーキ東光製作所(社長)出向 平成22年1月 当社執行役員物流統括部長 平成23年1月 当社執行役員経営企画統括部長 平成24年1月 当社執行役員企画本部長 平成25年1月 当社常務執行役員企画本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員企画本部長 平成28年1月 当社取締役常務執行役員企画本部長 兼 工事・物流統括部長(現)	2,688株
<p>【取締役候補者とした理由】 牧野健司氏は、経営企画部門および当社グループ会社の社長を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	なが 永 田 宏 (昭和16年2月22日)	昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社 平成8年6月 三井物産株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成14年4月 欧州三井物産株式会社社長 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント 平成16年6月 同社顧問 平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授 平成20年3月 当社社外取締役 (現)	14,670株
【社外取締役候補者とした理由】 永田 宏氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただき、引き続き社外取締役の候補としました。			
6	なが 長 島 俊 夫 (昭和23年7月22日)	昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成13年6月 同社取締役丸の内開発企画部長 平成14年4月 同社取締役ビル開発企画部長 平成16年4月 同社常務執行役員ビル事業本部副部長兼ビル開発企画部長 平成17年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長 (代表取締役) 平成23年1月 日本郵政株式会社代表執行役員副社長 平成23年6月 同社取締役兼代表執行役員副社長 平成25年6月 同社顧問 平成25年7月 大阪市特別参与 (現) 伊藤滋都市計画事務所パートナー (現) 平成26年3月 当社社外取締役 (現) (重要な兼職の状況) 杉田エース株式会社社外取締役	7,628株
【社外取締役候補者とした理由】 長島俊夫氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただき、引き続き社外取締役の候補としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、長島俊夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田 宏、長島俊夫の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって永田 宏氏が9年、長島俊夫氏が3年となります。
4. 当社は、永田 宏、長島俊夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、永田 宏、長島俊夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじ 藤田 傑 (昭和19年7月22日)	昭和38年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成9年7月 南税務署副署長 平成11年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 平成13年7月 旭税務署長 平成15年7月 旭税務署長退官 平成15年8月 税理士登録(現) 平成15年9月 藤田傑税理士事務所開設(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤田 傑氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 藤田 傑氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
 4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。藤田 傑氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、当初平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会の決議により更新しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成29年3月開催予定の当社第67回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非も含め、検討してまいりました。

その結果、平成29年2月13日開催の当社取締役会にて、本株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、現プランを本プランとして更新（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）することといたしました。

なお本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 独立委員会を買付者等に対して本必要情報を追加的に提出するよう求める場合において、買付者等の回答期限の上限は最初に本必要情報を受領した日から起算して定められる旨を明確化いたしました。
- ② その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

つきましては、本プランの更新につき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 本プランへの更新の目的

本プランは、基本方針¹に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、現プランを本プランとして更新することを決定いたしました。

¹ 事業報告22ページに記載の「I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」をいいます。

2. 本プランの概要

本プランは買付者等（下記3.において定義します。以下同じ。）が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1.「本プランへの更新の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等は、本プランに定めた手続に従い、当該買付等（下記3.において定義します。以下同じ。）が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が、本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの発動に係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」と総称します。）がなされる場合（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

(2) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文書等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印のなされたもの）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、日本語で買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。

(3) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、買付者等が当社に対して提供すべき買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを記載した書面を当該買付者等に交付し、買付者等は、当該リストの記載に従い、本必要情報を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は、買付者等の属性及び買付等の内容によって異なりますが、必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、一般的な項目の一部は下記の①から⑧のとおりです。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等における当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策、就任を予定する当社及び当社グループ会社の役員候補の情報
- ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員及び略歴」に記載のとおりです。）に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に書面で提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。ただし、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、買付者等から当該情報の一部について提供が無い場合において、買付者等から当該情報の一部の提供がなされないことについて合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て揃わなくても、買付者等との情報提供に係る交渉等は終了し、その旨を公表するとともに、下記(4)の買付等の内容の検討を開始する場合があります。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(5)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(4) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による評価・検討と独立委員会への意見等の提供

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）の提出が完了した後、最長60日間（独立委員会の意見等の提供要請の期限がそれ以前の場合はその期限まで）を当社取締役会の買付提案等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間として設定します。当該期間中、当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報等を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にまとめ、必要に応じその概要を公表するとともに、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等とともに独立委員会へ提供します。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（上記①に従い）当社取締役会から情報等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(5)③に記載する

場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、(以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとし、

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言等を得ることができるものとし、

(5) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合、その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報を公表します。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由1及び2（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合（引き続き買付者等に情報提供を求める必要がある場合や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除く。）、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記5.「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を

付することができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなったか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、当社取締役会としての意見等の独立委員会への提供後も、適宜検討を継続するものとし、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を慎重

かつ可及的速やかに行うものとし、但し、下記(7)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は当該総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(7) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(6)にかかわらず、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、発動事由2の該当可能性が問題となっており、①上記(5)①に従い独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、②株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らして株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとし、

上記の通り、株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当て実施の議案が可決又は否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、また、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(8) 株主に対する情報開示等

当社は、本プランの運用に際しては、本プランの各手続の進捗状況（買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書・買付説明書が提出された事実、取締役会の評価・検討が開始された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間の延長が行われた事実及び延長の期間・理由を含みます。）、本必要情報の概要、当社取締役会としての意見の概要、独立委員会に代替案を提示した事実及びその概要、独立委員会による勧告等の概要等を公表するとともに、当社

取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適用法令又は金融商品取引所の諸規定等に従い、株主の皆様に対し、適時適切に開示します。

4. 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記3.「本プランの発動に係る手続」(5)①に記載のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

発動事由1

本プランに定められた手続に従わない買付等（買収等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

- (1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社及び当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社及び当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社及び当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付

け等の株式買付を行うことをいいます。) 等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (3) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み合理的な根拠をもって明らかに不十分又は不相当と判断される買付等である場合
- (4) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客、取引先、代理店、従業員等との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうことなどにより、合理的な根拠をもって明らかに当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される買付等である場合

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

- (4) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権 1個当たりの目的である当社株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (6) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
- (7) 本新株予約権の行使条件
(Ⅰ) 特定大量保有者¹¹、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹²、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹² 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹³（以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(9)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(11) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(12) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

6. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年を取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令、規則等の規定は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、本日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

7. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

① 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.「本プランの発動に係る手續」(5)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。

この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき

原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

8. 本プランの合理性

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものであり、基本方針に沿うものです。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件と

して更新されます。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、本プランへの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権無償割当ての実施が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議

- ⑤ 当社取締役会の意見・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するように求める。また、独立委員会は、当社取締役会が提供した買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）の他に、当社取締役会に対し、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するように要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言等を得ることができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員及び略歴

本プランへの更新後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

永田 宏（ながた ひろし）

【略歴】

昭和16年2月22日生

昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社

平成8年6月 三井物産株式会社取締役

平成11年6月 同社常務取締役

欧州三井物産株式会社社長

平成14年4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント

平成16年6月 同社顧問

平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科（MBAコース）客員教授

平成20年3月 当社社外取締役（現任）

※社外取締役 永田 宏氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、永田 宏氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

長島 俊夫（ながしま としお）

【略歴】

昭和23年7月22日生

昭和46年4月 三菱地所株式会社入社

平成13年6月 同社取締役丸の内開発企画部長

平成14年4月 同社取締役ビル開発企画部長

平成16年4月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長

平成17年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長（代表取締役）

平成23年1月 日本郵政株式会社代表執行役副社長

平成23年6月 同社取締役兼代表執行役副社長

平成25年6月 同社顧問

平成25年7月 大阪市特別参与（現任）

伊藤滋都市計画事務所パートナー（現任）

平成26年3月 当社社外取締役（現任）

※社外取締役 長島 俊夫氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、長島 俊夫氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

飯沼 良祐（いいぬま よしすけ）

【略 歴】

昭和16年11月 8 日生

昭和39年 4 月 株式会社東洋経済新報社入社

平成 4 年 1 月 東洋経済アメリカ社長

平成 7 年 1 月 「週刊東洋経済」編集長

平成 8 年 1 月 株式会社東洋経済新報社取締役

平成14年 1 月 同社常務取締役

平成23年 3 月 当社社外監査役（現任）

※社外監査役 飯沼良祐氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、飯沼良祐氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

齋藤 晴太郎（さいとう せいたろう）

【略 歴】

昭和22年 8 月15日生

昭和49年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成 8 年 4 月 第二東京弁護士会副会長

平成10年 6 月 関東バス株式会社社外監査役（現任）

平成15年 3 月 株式会社東急レクリエーション社外監査役（現任）

平成21年 4 月 日本弁護士連合会理事

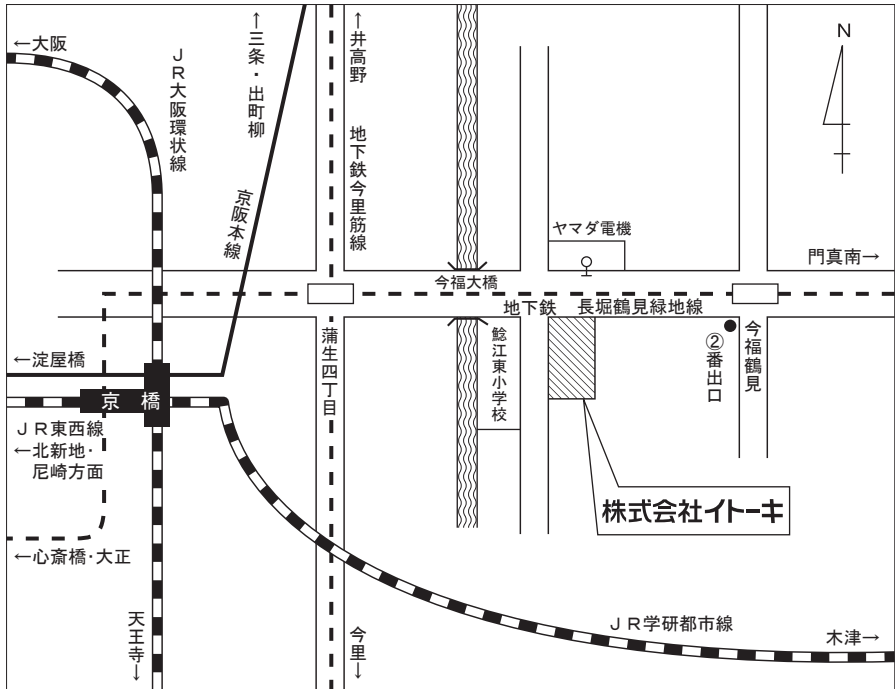
平成23年 3 月 当社社外監査役（現任）

※社外監査役 齋藤晴太郎氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、齋藤晴太郎氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
株式会社イトーキ 当社10階ホール
電 話 (06) 6935-2200 (代表)



交通機関

●大阪市営地下鉄をご利用の場合
長堀鶴見緑地線「今福鶴見」下車②番
出口西へ徒歩5分。

●大阪市営バスをご利用の場合
「京橋北口」より、「地下鉄門真南」行に
乗車、「鯉江東小学校前」下車すぐ。